

異性交際の指導と校則

校則とは何か

単なる指導の目安



強制力、不利益を伴うもの（懲戒の対象）

明治6年小学生徒心得 マナーを教える程度



次第に軍国主義教育になると管理的、強制的となっていく
戦後、一旦自由化するが、次第に管理主義的に

兵庫県では高塚高校事件後、神戸丸刈規制が廃止され、校則は自由化、簡略化
に向かうが、また次第に逆行し、ささいな「生徒心得」を決めている学校も
「三つ編み禁止」

懲戒の法的根拠

在学契約

より適切な教育をするため

適切な教育環境を維持するため

学校教育法11条 同施行規則13条1項

退学処分については、同規則13条3項、

出席停止については学校教育法26条

校則の内容も時代によって変わる

制帽廃止

丸刈廃止

携帯、スマホの登場

外国の校則

ニューヨーク市の例「ハイスクールの生徒の権利と義務」

異性交際についての考え方

20年前のA学園事件：ラブホテルに連れ込まれた友人を心配し
てついていった女子中学生の退学

一審は退学を有効

二審は退学を無効

現行法と異性交際

男18歳、女16歳、親が認めれば結婚できる

認めなくても届出受理されれば有効

18歳成人の民法改正の影響

18歳の成人に校外生活指導できるのか

子どもの権利条約

成立1989年 日本批准1994年

子どもを権利行使の主体へ

性の考え方の変化